

施工19設備工事

- 1 天井付近に吸気口のある居室において、自動火災報知設備の光電式スポット型煙感知器の取付け位置は、その吸気口の付近とした。
- 2 消防用水の設置場所は、消防ポンプ自動車^が2m以内に接近できる位置とした。
- 3 ウォーターハンマーが生じるおそれがあるので、給水管には、エアチャンバーを設けた。
- 4 し尿浄化槽の漏水検査において、満水して24時間以上漏水しなかったので合格とした。
- 5 都市ガス用のガス漏れ警報設備の検知器は、ガスレンジの直上の天井面に設けた。
- 6 自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの1/3の高さの位置に設けた。
- 7 空気に対する比重が1より小さいガス用のガス漏れ警報器(一体型)については、その下端の位置を、天井面から下方300mmとした。
- 8 屋内の横走り排水管の勾配の最小値は、管径が^φ100mmのものについては、1/200、管径が^φ150mmのものについては、1/100とした。
- 9 高さが31mの建築物において、高さ20mを超える部分に対して有効な避雷設備を設置した。
- 10 非常用エレベーターの乗降ロビーの壁の室内に面する部分は、準不燃材料のビニルクロスで仕上げた。
- 11 排水通気管の末端については、その建築物及び隣接する建築物の出入口、窓、換気口等の開口部の上端から600mm立ち上げて大気中に開口させた。
- 12 地下階の床下に設けた大規模な排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽)において、内部の保守点検を容易に行うことができる位置に直径50cmのマンホールを設けた。
- 13 排水の配管設備における排水トラップの封水深を、7cmとした。
- 14 防火区画の壁を貫通する配電管は、日本工業規格(JIS)による呼び82の硬質塩化ビニル電線管とし、当該配電管と防火区画との隙間をモルタルで埋めた。
- 15 煙試験は、衛生器具等の取付けが完了した後、煙を用いて排水通気系統を対象に行う試験である。
- 16 横走管の支持・固定において、排水管については、配管設備の点検スペースを確保するため、給水管から吊る共吊りとした。
- 17 移動式の泡消火設備の泡放射用器具を格納する箱は、ホース接続口から5mの位置に設けた。
- 18 排水槽の底については、吸込みピットに向かって1/8の下がり勾配とした。
- 19 換気用ダクトの排気口を外壁に設置するに当たって、屋外避難階段から2m以上離して設けた。
- 20 非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける連結送水管の放水口への配管を、エレベーターシャフト内に設けた。
- 21 汚水排水管には、排水管内の衛生害虫等の移動を防止し、臭気を有効に遮断するため、二重にトラップを設けた。
- 22 防火ダンパーに取り付けられている形状記憶合金を用いた温度ヒューズについては、直火による高熱により作動したので、新品に交換した。
- 23 住宅の換気設備の排気ダクトについては、住戸内から住戸外に向かって、先下がり勾配となるように取り付けた。
- 24 エレベーターに必要な配管設備を、エレベーターシャフト内に設けた。
- 25 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結したので、その雨水排水管には排水トラップを設けた。

施工19設備工事

- 1 ○ 天井付近に吸気口のある居室において、自動火災報知設備の光電式スポット型煙感知器の取付け位置は、その吸気口の付近とする。消防法施行規則23条4項七号
- 2 ○ 消防用水は、消防ポンプ自動車^が2m以内に接近することができるように設ける。消防法施行令第27条第3項第四号
- 3 ○ ウォーターハンマーは、水栓や弁を急に閉じた時に管内の急激な圧力変化で給水管が振動し、衝撃音が発生することで、給水圧力波を吸収するエアチャンバー等を設ける。
- 4 ○ し尿浄化槽の漏水検査においては、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。建築基準法施行令33条
- 5 × ガスレンジの直上の天井は、ガス燃焼機器の排ガスにふれやすい場所であり、検知器を設けてはならない。消防法施行規則第24条の2の3
- 6 ○ 自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの1/2以下高さの位置に設ける。
- 7 ○ 、空気に対する比重が1より小さいガス用のガス漏れ警報器(一体型)については、その下端の位置を、天井面から下方300mm以内とする。
- 8 ○ 屋内の横走り排水管の勾配の最小値は、管径が100mmのものについては1/100、管径が150mmのものについては1/200とする。
- 9 ○ 高さ20mをこえる建築物には有効に避雷設備を設け、高さ20mをこえる部分を雷撃から保護するように設けなければならない。建築基準法33条、建築基準法施行令129条の14
- 10 × 非常用のエレベーターの乗降ロビーの壁の室内に面する部分は仕上げを不燃材料とし、かつ下地も不燃材料で造らなければならない。建築基準法施行令第129条の13の3第3項第五号
- 11 ○ 排水通気管の末端については、その建築物及び隣接する建築物の出入口、窓、換気口等の開口部の上端から600mm以上立ち上げて大気中に開口させる。
- 12 × 排水層(排水を一時的に滞留させるための槽)には、内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60cm以上の円が内接することができるものに限る)を設ける。
- 13 ○ 排水トラップの封水深は、5cm以上10cm以下とする。
- 14 ○ 防火区画の壁を貫通する配電管は、外径90mm未満とする。日本工業規格(JIS)による呼び82の硬質塩化ビニル電線管の外径は、89mmである。
- 15 ○ 煙試験は、衛生器具等の取付けが完了した後、煙を用いて排水通気系統を対象に行う試験である。
- 16 × 配管の共吊りは絶対に行ってはならない。
- 17 × 移動式の泡消化設備の泡放射用器具を格納する箱は、ホース接続口から3m以内の距離に設けること。消防法施行令第15条第三号
- 18 × 排水槽の底部には、清掃作業などの作業性、安全性を考慮し、1/15以上1/10以下の勾配を設け、最下部には、沈殿した汚泥を排除するために吸込みビットを設ける。
- 19 ○ 建築基準法施行令第123条第2項第一号により、屋外の避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部(開口面積が各々1m²以内で、法第2条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)から2m以上の距離に設けることとされる。
- 20 × エレベーターの昇降路内には、エレベーターに必要な配管設備以外の設置は認められていない。建築基準法施行令第129条の2の5第1項第三号
- 21 × 一つの排水系統にトラップを直列に2個以上設けると、トラップとトラップの間が閉塞状態となり、排水の流れにくくなるため、行ってはならない。
- 22 ○ 直火による高熱により作動した形状記憶合金を用いた温度ヒューズは、誤作動の可能性があるため、新品に交換する。
- 23 ○ 住宅の換気設備の排気ダクトについては、住戸内から住戸外に向かって、先下が勾配となるように取り付けた。
- 24 ○ エレベーターに必要な配管設備は、エレベーターシャフト内に設けてもよい。建築基準法施行令第129条の2の5第1項第三号
- 25 ○ 昭和50年建設省告示第1597号第2第三号(イ)により、雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合は、その雨水排水管には排水トラップを設ける。